

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2024年12月13日付第1771号

モスクワ

ロシア連邦政府のいくつかの文書の改正について

ロシア連邦政府は以下を **決定する**：

1. ロシア連邦政府の諸文書に加えられる、ここに添付する変更を承認する。

2. 2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則の承認について、ならびにロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について」（本決定による改訂版）によって承認された、「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則」第1項「r」号および第13項の4は、2025年4月30日まで有効となる。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2024年12月13日付
ロシア連邦政府決定
第1771号により

承認

ロシア連邦政府の諸文書に加えられる
変更

1. 2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則の承認について、ならびにロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 11、掲載番号1689；No. 14、掲載番号2260；No. 16、掲載番号2669；No. 24、掲載番号4056；No. 30、掲載番号5638；No. 39、掲載番号6625；No. 46、掲載番号8001；No. 52、掲載番号9647；2023、No. 13、掲載番号2267；No. 27、掲載番号4997；No. 43、掲載番号7694；2024、No. 4、掲載番号525；No. 16、掲載番号2241；No. 23、掲載番号3201；No. 31、掲載番号4644）によって承認された、「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則」において：

a) 第1項「r」号第1段落の「ロシア連邦の国内為替市場における、外国通貨で表記された要求を満足させるために上記の者たちが送金する外国通貨と同額の外国通貨の強制的売却を行わない権利」という文言を、「2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号『特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について』第2項「a」号に定める対外貿易契約の条件にしたがって入手された外国通貨の金額が、外国通貨で表記された要求を満足させるためにロシアの輸出業者および（または）その子会社である事業体が送金する外国通貨と同額の場合、そうした外国通貨を公認銀行における自らの口座に入金しない権利、およびロシア連邦の国内為替市場においてそうした外国通貨の強制売却を行わない権利」という文言に差し替える。

b) 第13項の4の「ロシア連邦の国内為替市場における、外国通貨で表記された要求を満足させるために上記の者たちが送金する外国通貨と同額の外国通貨の強制的売却を行わない権利」という文言を、「2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号『特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について』第2項「a」号に定める対外貿易契約の条件にしたがって入手された外国通貨の金額が、外国通貨で表記された要求を満足させるためにロシアの輸出業者および（または）その子会社である事業体が送金する外国通貨と同額の場合、そうした外国通貨を公認銀行における自らの口座に入金しない権利、およびロシア連邦の国内為替市場においてそうした外国通貨の強制売却を行わない権利」という文言に差し替える。

2. 2023年10月12日付ロシア連邦政府決定第1681号「2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号の実施に係わる諸措置について」（ロシア連邦法令集、2023、No. 43、掲載番号7694）に、以下を内容とする第1項の1を追加する：

「1の1. ロシアの輸出業者および（または）その子会社である事業体は、大統領令第2項の1にしたがって、公認銀行におけるロシアの輸入業者の口座から公認銀行に開設された自らの口座にロシア連邦の通貨が入金された日から3日以内に、ロシア連邦領外に所在する銀行における自らの口座から、非居住者との間

で締結された、ロシアの輸入業者への商品引渡しを定めている対外貿易契約によるロシアの輸入業者の債務支払いのために、ロシアの輸入業者がそうした対外貿易契約を締結した相手である非居住者を含む非居住者の口座に外国通貨を送金する権利を有する。

大統領令第2項の1に示すロシアの輸入業者は、非居住者との間で締結された、ロシアの輸入業者への商品引渡しを定めている対外貿易契約にしたがい、ロシア連邦領内へ商品が搬入されること、または、ロシア連邦に搬入されなかった（ロシア連邦領内において受領されなかった）商品に対して、ロシアの輸出業者および（または）その子会社である事業体によって本項第1段落にしたがってロシアの輸入業者の債務のために振り込まれた外国通貨が、当該負債の履行日から180日以内に、公認銀行もしくはロシア連邦領外に所在する銀行における自らの口座に入金されることを保障する。」。